



# 山形県公報

平成21年11月30日 (月)



号 外 (39)

## 目 次

### 規 則

○技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則…………… (人 事 課) … 1

### 人事委員会関係

### 規 則

○山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続) 等の一部を改正する規則…………… 6

○山形県人事委員会規則 5-35 (平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料) の一部を改正する規則……………13

## 規 則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第75号

#### 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員に関する規則 (昭和33年4月県規則第22号) の一部を次のように改正する。

別表第1 を次のように改める。

別表第1

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	125,400	185,800	222,900	261,900
	2	126,400	187,600	224,800	264,000
	3	127,400	189,400	226,700	266,000
	4	128,400	191,200	228,500	268,100
	5	129,200	192,800	230,200	270,200
	6	130,200	194,600	232,100	272,300
	7	131,200	196,400	234,000	274,400
	8	132,300	198,200	235,800	276,500
	9	133,100	200,000	237,500	278,600

10	133,700	201,800	239,400	280,700
11	134,300	203,600	241,200	282,800
12	134,900	205,400	243,100	284,900
13	135,600	207,000	244,900	287,000
14	136,700	208,900	246,800	289,100
15	137,900	210,800	248,600	291,200
16	139,000	212,700	250,400	293,300
17	140,100	214,600	252,200	295,400
18	141,200	216,500	254,200	297,500
19	142,300	218,400	256,200	299,600
20	143,400	220,300	258,200	301,700
21	144,500	222,000	260,100	303,800
22	145,900	223,900	262,000	305,900
23	147,200	225,800	263,900	308,000
24	148,500	227,700	265,700	310,100
25	149,800	229,300	267,700	312,100
26	151,300	231,100	269,600	314,200
27	152,800	232,800	271,500	316,300
28	154,400	234,600	273,400	318,400
29	155,700	236,100	275,300	320,400
30	157,200	237,600	277,200	322,500
31	158,700	239,100	279,100	324,600
32	160,200	240,600	281,000	326,700
33	161,600	242,100	282,700	328,600
34	164,300	243,600	284,600	330,600
35	166,900	245,100	286,500	332,700
36	169,500	246,700	288,400	334,800
37	172,200	248,000	290,100	336,700
38	173,900	249,600	291,900	338,700
39	175,600	251,200	293,700	340,700
40	177,300	252,800	295,500	342,700
41	178,800	254,200	297,400	344,600
42	180,600	255,600	299,100	346,500
43	182,400	257,000	300,800	348,400
44	184,200	258,400	302,500	350,300
45	185,800	259,700	304,200	352,200
46	187,300	261,100	305,900	353,800
47	188,800	262,500	307,600	355,400
48	190,300	263,900	309,300	357,000

	49	191,600	265,200	310,800	358,700
	50	192,900	266,400	312,400	359,900
	51	194,200	267,700	314,000	361,100
	52	195,500	269,000	315,600	362,300
	53	196,900	270,100	317,300	363,300
	54	198,200	271,400	318,900	364,400
	55	199,500	272,700	320,500	365,400
再	56	200,800	274,000	322,100	366,500
任	57	202,000	275,200	323,600	367,400
	58	203,300	276,300	324,800	368,100
用	59	204,600	277,400	326,000	368,800
	60	205,900	278,500	327,200	369,500
職	61	207,100	279,700	328,300	370,100
	62	208,200	280,700	329,300	370,800
員	63	209,300	281,700	330,200	371,500
以	64	210,400	282,700	331,200	372,200
	65	211,600	283,700	332,100	372,700
外	66	212,600	284,600	332,900	373,400
	67	213,600	285,500	333,700	374,100
の	68	214,600	286,400	334,500	374,800
職	69	215,400	287,400	335,400	375,300
	70	216,400	288,200	336,100	376,000
員	71	217,300	289,000	336,800	376,700
	72	218,300	289,800	337,500	377,400
	73	219,200	290,600	338,000	377,900
	74	220,200	291,100	338,600	378,600
	75	221,200	291,600	339,200	379,300
	76	222,200	292,100	339,800	380,000
	77	223,000	292,500	340,200	380,500
	78	224,000	292,900	340,700	381,100
	79	225,000	293,300	341,200	381,700
	80	226,100	293,700	341,700	382,300
	81	226,900	294,000	342,200	383,000
	82	227,700	294,400	342,700	383,600
	83	228,500	294,800	343,200	384,200
	84	229,300	295,200	343,700	384,800
	85	230,100	295,500	344,200	385,500
	86	230,800	295,900	344,700	386,100
	87	231,500	296,300	345,200	386,700

88	232,200	296,700	345,700	387,300
89	233,000	297,000	346,100	388,000
90	233,800	297,400	346,600	388,600
91	234,600	297,800	347,100	389,200
92	235,400	298,200	347,600	389,800
93	236,100	298,400	347,900	390,500
94	236,800	298,800	348,400	
95	237,500	299,200	348,900	
96	238,200	299,600	349,400	
97	239,000	299,800	349,700	
98	239,700	300,200	350,200	
99	240,400	300,600	350,700	
100	241,100	301,000	351,200	
101	241,900	301,200	351,500	
102	242,400	301,600	351,900	
103	242,900	302,000	352,300	
104	243,400	302,400	352,700	
105	243,700	302,600	353,200	
106		303,000	353,600	
107		303,400	354,000	
108		303,800	354,400	
109		304,000	354,900	
110		304,400	355,300	
111		304,800	355,700	
112		305,200	356,100	
113		305,400	356,600	
114		305,800		
115		306,200		
116		306,600		
117		306,800		
118		307,100		
119		307,400		
120		307,700		
121		308,100		
122		308,400		
123		308,700		
124		309,000		
125		309,400		

再任用 職員		186,500	214,200	258,600	278,900
-----------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、非常勤職員以外の職員に適用する。

(技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「定める額に」を「定める額（技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則（平成21年11月県規則第75号。以下「平成21年11月改正規則」という。）の施行の日において、平成21年11月改正規則附則第2項第2号に規定する職員以外の職員にあつては、当該額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に」に、「職員（」を「もの（」に改める。

附則第11項中「改正後の第7条の7」を「第7条の3」に改める。

附則第13項第1号中「定める額」を「定める額（平成21年11月改正規則の施行の日において、平成21年11月改正規則附則第2項第1号及び第2号に規定する職員以外の職員にあつては、当該額に100分の99.76を乗じて得た額）」に改める。

附則別表第1中	円	を	円	に改める。
	357,600		357,000	
	358,000		357,400	
	358,400		357,800	
	358,900		358,300	
	359,300		358,700	
	359,700		359,100	
	360,100		359,500	
	360,600		360,000	
	361,000		360,400	
	361,400		360,800	
	361,800		361,200	
	362,300		361,700	

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。  
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 次に掲げる職員以外の職員（技能労務職員に関する規則第10条第1項に規定する非常勤職員を除く。）に対し平成21年12月に支給する期末手当の額については、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月県条例第73号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員の例による。
  - (1) 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）附則第5項の規定により、同規則の施行の日の前日において受けていた給料月額から同項各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を減じて得た額と給料月額との差額に相当する額を給料として支給される職員
  - (2) 適用される職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員

職務の級	号給
1 級	1号給から68号給まで
2 級	1号給から24号給まで

3 級	1号給から8号給まで
-----	------------

3 前項に規定するもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年11月30日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第78条第5項第1号中「100分の140」を「100分の130」に改める。

第85条第2号中「次条第2号に掲げる住宅」を「職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅」に改める。

第85条の2及び第85条の3を削り、第85条の4中「第12条の5第1項第3号」を「第12条の5第1項第2号」に改め、同条を第85条の2とし、第85条の5第1項中「第12条の5第1項第3号」を「第12条の5第1項第2号」に改め、「(次項において「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第85条の3とする。

第86条第1項中「、住宅の所有関係等を」を「を」に改め、「、住宅の所有関係」を削る。

第100条第4項に次の1号を加える。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月県条例第73号。以下この項において「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第100条の2第4項に次の1号を加える。

(4) 条例第13条の3第2項に規定する異動等の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月県条例第73号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

別表第9第11項調整数の欄及び第12項調整数の欄中「2」を「1.5」に改める。

別表第9の2の口の表中「12,500円」を「12,400円」に改め、同表ハの表中「12,800円」を「12,700円」に改め、同表ニの表中「9,000円」を「8,900円」に、「11,100円」を「11,000円」に、「12,000円」を「11,900円」に改め、同表ホの表中「11,600円」を「11,500円」に、「11,800円」を「11,700円」に改める。

別表第15の2を次のように改める。

別表第15の2

#### 義務教育等教員特別手当の月額

イ 教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1号給から 4号給まで	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	5号給から 8号給まで	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	9号給から 12号給まで	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400

	13号給から 16号給まで	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	17号給から 20号給まで	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
再 任	21号給から 24号給まで	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	25号給から 28号給まで	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	29号給から 32号給まで	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	33号給から 36号給まで	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	37号給から 40号給まで	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
用 職	41号給から 44号給まで	4,500	5,100	8,000	8,700	
	45号給から 48号給まで	4,600	5,400	8,200	9,000	
	49号給から 52号給まで	4,800	5,600	8,400	9,200	
	53号給から 56号給まで	4,900	6,000	8,600	9,400	
	57号給から 60号給まで	5,100	6,300	8,800	9,700	
員 以	61号給から 64号給まで	5,300	6,500	9,000	9,900	
	65号給から 68号給まで	5,400	6,900	9,300	10,100	
	69号給から 72号給まで	5,600	7,200	9,400	10,200	
	73号給から 76号給まで	5,700	7,500	9,600	10,400	
	77号給から 80号給まで	5,900	7,700	9,800	10,600	
外 の	81号給から 84号給まで	6,000	7,900	10,000	10,700	
	85号給から 88号給まで	6,100	8,100	10,100	10,800	
	89号給から 92号給まで	6,300	8,300	10,200	10,900	
	93号給から 96号給まで	6,400	8,500	10,300	11,100	
	97号給から 100号給まで	6,500	8,700	10,500		
職 員	101号給から104号給まで	6,600	8,900	10,500		
	105号給から108号給まで	6,700	9,100	10,600		
	109号給から112号給まで	6,700	9,300	10,700		
	113号給から116号給まで	6,800	9,400			
	117号給から120号給まで	6,900	9,600			
	121号給から124号給まで	6,900	9,700			
	125号給から128号給まで	7,000	9,800			
	129号給から132号給まで		10,000			
	133号給から136号給まで		10,100			
	137号給から140号給まで		10,200			
	141号給から144号給まで		10,200			
	145号給から148号給まで		10,300			
	149号給		10,400			
再任 用職 員		4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

## ロ 教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1号給から 4号給まで	2,900	3,600	7,400	9,900
	5号給から 8号給まで	3,000	3,800	7,600	10,100
	9号給から 12号給まで	3,100	4,100	7,900	10,400
	13号給から 16号給まで	3,200	4,200	8,100	10,600
	17号給から 20号給まで	3,400	4,400	8,300	10,800
	21号給から 24号給まで	3,600	4,600	8,600	11,000
	25号給から 28号給まで	3,800	4,800	8,700	11,200
	29号給から 32号給まで	3,900	5,100	9,000	11,300
	33号給から 36号給まで	4,100	5,400	9,200	11,500
	37号給から 40号給まで	4,300	5,600	9,400	11,700
	41号給から 44号給まで	4,500	6,000	9,700	
	45号給から 48号給まで	4,600	6,300	9,900	
	49号給から 52号給まで	4,800	6,500	10,100	
	53号給から 56号給まで	4,900	6,900	10,200	
	57号給から 60号給まで	5,100	7,200	10,400	
61号給から 64号給まで	5,300	7,500	10,600		
65号給から 68号給まで	5,400	7,700	10,700		
69号給から 72号給まで	5,600	7,900	10,800		
73号給から 76号給まで	5,700	8,100	10,900		
77号給から 80号給まで	5,900	8,300	11,100		
81号給から 84号給まで	6,000	8,500			
85号給から 88号給まで	6,100	8,700			
89号給から 92号給まで	6,300	8,900			
93号給から 96号給まで	6,400	9,100			
97号給から 100号給まで	6,500	9,300			
101号給から104号給まで	6,600	9,400			
105号給から108号給まで	6,700	9,600			
109号給から112号給まで	6,700	9,700			
113号給から116号給まで	6,800	9,800			
117号給から120号給まで	6,900	10,000			
121号給から124号給まで	6,900	10,100			
125号給から128号給まで	7,000	10,200			
129号給から132号給まで	7,100	10,200			
133号給から136号給まで	7,200	10,300			
137号給から140号給まで	7,200	10,400			
141号給から144号給まで	7,300				
145号給から148号給まで	7,400				



	149号給から152号給まで 153号給	7,500 7,500			
再任 用職 員		4,600	5,600	7,400	9,400

別記様式第6号及び第7号を次のとおり改める。

別記様式第6号

住 居 届

( 年 月 日提出)

任命権者		勤務公署名			
殿		職名		氏名	(記名押印又は署名)
人事委員会規則5-1第86条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。 (契約書等証明書類 通添付)					
届出の理由(該当する□にレ印を付する。)					
□1新規 [ □条例第12条の5第1項第1号 □条例第12条の5第1項第2号]					
□2支給要件の喪失 [ □条例第12条の5第1項第1号 □条例第12条の5第1項第2号]					
□3転居(1又は2に該当する場合を除く。) □4契約関係の変更					
□5家賃額の改定 (届出の理由が生じた日)					
□6その他( ) 年 月 日					
借家・借間 (第1項第1号) (条例第12条の5)	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	年 月 日	
	住宅の所在地				
	住宅所有者	続柄( )	住所		
	住宅の貸主	続柄( )	住所		
	住宅の借主	□本人 □扶養親族 続柄( ) 共同名義人が □いない □いる		続柄( ) ( )	
	家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には □電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) □食費等が含まれている。(まかない付下宿代)		
借家・借間 (第1項第2号) (条例第12条の5)	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	年 月 日	
	住宅の所在地				
	住宅所有者	続柄( )	住所		
	住宅の貸主	続柄( )	住所		
	住宅の借主	□本人 □扶養親族 続柄( ) 共同名義人が □いない □いる		続柄( ) ( )	
	家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には □電気、ガス又は水道の料金が含まれている。(光熱費込みの下宿代) □食費等が含まれている。(まかない付下宿代)		
備考					
.....					
.....					
(「記入上の注意」は、裏面にあるので参照のこと。)					

〔裏 面〕

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては条例第12条の5第1項第1号、配偶者が居住する借家・借間にあつては条例第12条の5第1項第2号のそれぞれ該当する箇所にレ印を付するものとする。
- 2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込み下宿代又はまかない付下宿代）を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。
- 3 家賃額の改定等居住の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。

別記様式第7号

住 居 手 当 認 定 簿

所 属 名		氏 名	
-------	--	-----	--

届 出 の 事 由		事 実 発 生 年 月 日	年	月	日
住 居 手 当 該 当 条 文		届 出 提 出 年 月 日	年	月	日
		届 出 受 理 年 月 日	年	月	日

給与条例第12条の5第1項第1号該当

居 住 内 容	
家 賃 実 額	円
決 定 家 賃 等	円
手 当 額	円

支給の始期(終期)・支給額の改定時期	
住 居 手 当 の 月 額	円

給与条例第12条の5第1項第2号該当

居 住 内 容	
家 賃 実 額	円
決 定 家 賃 等	円
手 当 額	円

任 命 権 者 の 認 定 ( 改 定 ) 欄	取 扱 者 認 印
年 月 日	
職 名	
氏 名	印

備考
----

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第78条第5項第1号中「100分の130（条例）を「100分の120（条例）」に、「100分の170」を「100分の160」に、「100分の180」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の60」を「100分の50」に、「100分の80」を「100分の70」に改める。

（山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成18年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「各号に定める額」を「各号に定める額（第3号ただし書（第4号の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する職員及び山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月県条例第73号）の施行の日後に山形県人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）（以下「規則5-35」という。）第4条第1項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった職員以外の職員であって同日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者若しくは同日後に第4号に掲げる職員となった者で同日に当該職員となったものとした場合に同日において減額改定対象職員となる者又は同日後に規則5-35第4条第1項第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった職員で同日に当該各号に掲げる場合に該当することとした場合に同日において減額改定対象職員となる者にあつては、当該額に99.76/100を乗じて得た額）」に改め、同項第3号中「山形県人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）（以下「規則5-35」という。）」を「規則5-35」に改め、同号口中「第4条各号」を「第4条第1項各号」に、「職員」を「職員（同項第3号に掲げる場合にあっては、同号イに掲げる職員に限る。）」に改める。

（山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正）

第4条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則（平成19年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「定める額」を「定める額（山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月県条例第73号）の施行の日後に給料表の適用を異にする異動をした職員以外の職員であって同日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者若しくは同日後に第6号に掲げる職員となった者で同日に当該職員となったものとした場合に同日において減額改定対象職員となる者又は同日後に給料表の適用を異にする異動をした職員で同日に当該異動をしたものとした場合に同日において減額改定対象職員となる者にあつては、当該額に99.76/100を乗じて得た額）」に改める。

#### 附 則

（施行日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条中山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則5-1」という。）別表第9及び別表第15の2の改正規定は平成22年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月県条例第73号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の人事委員会規則で定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「条例」という。）第20条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において、職員、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者又は人事委員会が別に定める場合に該当した者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

- (1) 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の適用を受ける職員
- (2) 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の適用を受ける職員
- (3) 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の適用を受ける職員
- (4) 国及び他の地方公共団体の公務員
- (5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人の職員
- (6) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人の職員

- (7) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の職員
- (8) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者
- (9) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者
- 3 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる場合に依り、次に定める日とする。
- (1) 平成21年4月2日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合及び人事委員会が別に定める場合における当該日を除く。）がある場合 当該日のうち最も遅い日以降の改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった日のうち最も早い日
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 平成21年4月2日から基準日までの期間において減額改定対象職員となった日のうち最も早い日
- 4 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。
- (1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第2項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途において、第2項第1号又は第2号に掲げる者（以下この号、第7項及び第9項において「企業局職員等」という。）であった者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業局職員等として勤務した期間（次項において「企業局職員等期間」という。）を除く。）
- (2) 休職期間（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項、職員の分限に関する条例（昭和40年3月県条例第11号）第2条又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例（昭和31年9月県条例第61号）第2条若しくは第6条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、自己啓発等休業期間（法第26条の5に規定する自己啓発等休業をしていた期間をいう。）、外国派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年3月県条例第6号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、公益的法人等派遣期間（公益的法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年12月県条例第57号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）、
- (3) 停職期間（法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。）、
- (4) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしていた期間及び育児休業法第17条の規定により短時間勤務をしていた期間
- (5) 育児休業法第19条第2項、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第9条の2第3項若しくは山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）第16条の2第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する場合を含む。）又は法第26条の2第3項の規定により給与を減額された期間
- (6) 条例第14条の規定により給与を減額された期間
- (7) 減額改定対象職員以外の職員であった期間
- 5 改正条例附則第2項第1号の人事委員会規則で定める月数は、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- (1) 前項第1号、第2号、第4号、第5号又は第7号に掲げる期間（企業局職員等期間のある月にあつては、同項第2号、第4号、第5号又は第7号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月

- (2) 前項第3号又は第6号に掲げる期間（企業局職員等期間のある月にあつては、同項第3号又は第6号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（企業局職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.24を乗じて得た額（第10項において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの
- 6 改正条例附則第2項第2号の人事委員会規則で定める者は、平成21年6月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月1日から基準日までの期間引き続き在職した職員（同年6月1日（同日前1箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正条例第1条の規定による改正前の条例第20条第1項後段又は第21条第1項後段の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて第2項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。
- 7 改正条例附則第3項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める者は、企業局職員等とする。
- 8 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 9 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業局職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業局職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。
- 10 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 11 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。  
（住居届等に関する経過措置）
- 12 施行日前にこの規則による改正前の規則5-1（以下「改正前の規則」という。）別記様式第6号により届けられた住居届は、この規則による改正後の規則5-1（以下「改正後の規則」という。）別記様式第6号により届け出られた住居届とみなし、施行日前に改正前の規則別記様式第7号により作成された住居手当認定簿は、改正後の規則別記様式第7号により作成された住居手当認定簿とみなす。
- 13 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則別記様式第6号による用紙は、当分の間使用することができる。

山形県人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

第3条第3号を次のとおり改める。

(3) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める復職時調整をされたもの

イ 施行日前に休職等期間がある職員 施行日以降の当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整

ロ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年11月県条例第73号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）以外の職員であつて、同日以前に休職等期間がある職員 同日後の当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整

第3条に次の1号を加える。

(8) 施行日以降に受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達したことがある職員

第4条第1項中「各号に定める額」を「各号に定める額（平成21年改正条例施行の日において減額改定対象職員である者（第7号に掲げる場合に該当することとなる職員及び同日後に第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）又は同日後に第1号から第3号までに掲げる場合に該当することとなった職員で同日に当該各号に掲げる場合に該当することとした場合に同日において減額改定対象職員となる者にあつては、当該額に99.76/100を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」に改め、同

項第3号を次のように改める。

(3) 平成21年改正条例施行の日以前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第7号に掲げる場合を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた職員 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の規則5-1第48条又は育児休業法第8条若しくは公益的法人等派遣条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

ロ イに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

第5条第1項中「給料月額に相当する額」を「給料月額に相当する額（平成21年改正条例施行の日において減額改定対象職員である者又は同日後に人事交流等職員となった職員で同日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において減額改定対象職員となる者にあつては、当該額に99.76/100を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。